

CSR 調達と中小企業の情報開示

稲葉 知恵子

要 約

本論文は、中小企業がどのような非財務情報を開示することが要請されるかを考察した。中小企業は非公開会社が多くを占めるため、これまで非財務情報の開示を行う決定的要因がなかった。しかし、ESG 投資市場の拡大に伴い仕入先たる中小企業も含めたサプライチェーン全体で CSR 活動を行うことが社会的要請となっている。

本論文では日経平均株価の構成銘柄に選ばれている 225 社（2021 年 4 月末時点、以下日経 225 と表記する）を対象に、CSR 調達の内容とこれらの企業がサプライヤー（中小企業）に要請する情報開示について分析した。その結果、日経 225 を構成する企業は「社会的プレッシャー」、「社会契約」、「共存共栄」という 3 つの観点から CSR 調達を行っていること、情報開示については RBA 行動規範に準拠する行動規準を設定している企業が労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、構造、財務状況、および業績に関する情報開示に取り組んでいることが明らかになった。

キーワード：CSR 調達、非財務情報、中小企業、ステークホルダー理論、正当性理論、制度理論

1. 問題の所在

持続可能な投資の普及を目指す国際団体である世界持続可能投資連合（The Global Sustainable Investment Alliance：GSIA）によると、2020 年の日本の ESG 投資額は 2 兆 8,740 億ドルで、2018 年に実施した調査から投資額が 32% 増加した（Global Sustainable Investment Alliance, 2021）。ESG 投資とは、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資を指す¹⁾。ESG 投資は、企業の持続可能性や中長期的な企業価値を評価する。2015 年に年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund：GPIF）が国連責任投資原則（Principles for Responsible Investment PRI）に署名したことを受け、日本国内の投資家や企業も ESG 投資に強い関心を示すようになった（生田・藤井, 2020）。

ESG 投資の増加に伴い、非財務情報の開示の重要性は増している。2009 年に国際連合は持続可能な証券取引所イニシアティブ（Sustainable Stock Exchanges Initiative：SSE イニシアティブ）を立ち上げた。SSE イニシアティブの役割は証券取引所が ESG 投資を促進するためのプラットフォームを提供することである。2021 年 10 月 27 日現在、109 の証券取引所が SSE イニシアティブに参加している²⁾。このうち、60 の証券取引所が ESG 報告のためのガイダンスを作成し、26 の

証券取引所が ESG 報告を上場の要件としている。日本取引所グループは ESG 報告を上場の要件とはしていないものの、2017 年より SSE イニシアティブに参加している³⁾。

持続可能な社会を形成するためには上場企業だけではなく、すべての企業が ESG 経営を目指す必要がある。現行のルールでは、中小企業は会計情報の開示について貸借対照表またはその要旨を官報、日刊新聞紙または電子公告で公告するのみである（会社法第 440 条 3 項）。しかし、上場企業が ESG 経営を目指し、CSR 調達⁴⁾を意識して企業活動を行うようになれば、中小企業もまた非財務情報を開示して情報の非対称性を解消する必要が生じる。本稿では、中小企業がどのような非財務情報を開示することが要請されるのかを考察する。

2. 研究の背景

(1) 日本における中小企業の情報開示

日本における中小企業の定義は法律により異なる。会社法では 2 条 6 号において、大会社を資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上の株式会社と規定している。中小企業を直接定義する規定はないが、大会社の定義に当てはまらない会社を中小企業とみなすことができる。大会社には、会計監査人の設置義務⁵⁾や貸借対照表に加えて損益計算書を公告する義務⁶⁾などがあるが、大会社に該当しない中小企業にはこれらの義務はない。

中小企業基本法では中小企業者の範囲を図表 1 のように規定している。中小企業基本法における中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」である。中小企業基本法による区分によれば、わが国は中小企業の割合が全企業の 99.7%にあたり、中小企業の従業者は全体の 70%に及び、中小企業の付加価値額は全体の約 53%に及ぶ⁷⁾。

中小企業が経済に及ぼす影響は非常に大きい一方で、会計情報の開示については、株式会社が定時株主総会の承認後遅滞なく、貸借対照表又はその要旨を公告することを求められているのみである（会社法第 440 条 3 項）。そして、実際には多くの中小企業がこの決算公告を行っていない（石井，2017）。法律で義務付けられているわけではなく、情報開示により得られるメリットもあまり想定できなかったため、非公開企業が大部分を占める中小企業は市場に対して財務情報および非

図表 1 中小企業基本法における中小企業者の範囲

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

出所：中小企業庁ホームページの図を抜粋。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q5 2021 年 6 月 27 日アクセス。

財務情報の開示を行う決定的要因がない。

財務情報についての中小企業会計基準には、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体が作成した「中小企業の会計に関する指針」と中小企業の会計に関する検討会が作成した「中小企業の会計に関する基本要領」がある。税理士法人山田&パートナーズ（2019）の会計基準の採用状況に関する調査によれば、アンケートに回答した625社のうち、34%が国際会計基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）やアメリカにおける一般に公正妥当と認められている会計原則（Generally Accepted Accounting Principles：US-GAAP）を含む上場企業と同様の会計基準を適用し、8.8%の企業が「中小企業の会計に関する指針」を、22.7%が「中小企業の会計に関する基本要領」を適用している。そして、37.4%の企業が税法に準拠した会計処理を行っている。この調査より、財務情報については開示をしないとしても財務諸表が作成され経営管理にも活用されていることが分かる。一方で、非財務情報についてはCSR報告書等を開示している中小企業も少なく、どのような開示内容が中小企業にとっての企業価値創造につながるかもあまり議論されてこなかった。

しかし、資金調達のみならず取引先を確保する面からも今後中小企業の非財務情報開示は緊要になるであろう。中小企業は資金調達をするために金融機関に対して情報開示を行ってきた。日本の金融機関における融資審査手法について中村（2003）は、次の3段階のプロセスを経て決定すると説明している。第一段階では決算書を元にした定量的分析で、安全性分析、収益性分析、成長性分析、返済能力をもとに行う。第二段階は定性的分析で、企業の経営者や経営方針、販売力、技術力などを評価する。第三段階では経営者と企業の資産等の実質同一性などから潜在的返済力を評価する。従来から非財務情報も融資審査の際の重要な情報であったが、さらに2015年には金融庁が事業性評価の考え方を推進した（金融庁、2015；中小企業庁、2016；平田、2020）。事業性評価とは、事業の内容や成長可能性により企業を評価する方法である。金融庁当局は金融機関に対して事業性評価の取組実績の報告・開示を求めている⁸⁾。これに伴い、みずほ総合研究所（2016）からは信用保証を重視する融資から「事業性を評価した担保・保証によらない融資」へと融資手法の重点を移行する調査結果が公表されている。資金調達という内在的要因から非財務情報の開示が要請される。

また、取引先の確保、企業の生存戦略としても非財務情報の開示は避けられない。環境省はSDGs（Sustainably Development Goals）への対応がビジネスにおける取引条件になる可能性を指摘している（環境省、2020）。企業は持続可能な発展を目指し、原料の採取、運搬、加工、販売などの企業活動の全過程において発生する環境や社会への負荷の軽減に取組むことが求められている。そのため、環境負荷の低さを取引先の選定基準とするグリーン調達やCSRの実施状況を選定基準とするCSR調達が広がりつつある。これは、当該企業が直接関係するステークホルダーだけでなく、サプライチェーンを通じて間接的に影響を及ぼすステークホルダーまで考慮して企業の社会的責任を果たすべきであるという考え方が要請されていることを意味する。社会的要請という外的要因からも非財務情報の開示が求められる。

（2） 国際的潮流

ESG投資額が世界で拡大していることに伴い、非財務情報の重要性は増している。EUでは、2003年のEU会計法現代化指令（Directive 2003/51/EC）により上場企業は財務情報に加えて環

境や従業員関連の非財務の重要業績評価指標（Key Performance Indicators：KPI）の開示が求められるようになった⁹⁾。

2006年に2006/46/EC指令（Directive 2006/46/EC）が公表され、上場企業に対し、コーポレートガバナンス報告書の作成が義務付けられた¹⁰⁾。コーポレートガバナンス・コードの遵守状況については、Comply or Explainアプローチ¹¹⁾により開示を求めている。

2014年に公表された非財務情報開示指令（Directive 2014/95/EU（The Non-Financial Reporting Directive：NFRD））により、2018年以降、EU域内の従業員500人以上の企業は非財務情報を開示することが義務付けられた¹²⁾。これには上場企業、銀行、保険会社および当局によって公益事業体として指定されたその他の企業を含むEU全体で約6,000の企業が対象となることを意味する（Krawczyk, 2021）。

2021年には企業持続可能性報告指令（2021/0104（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD））の案が公表された¹³⁾。EUはCSRD案において大企業が義務付けられている非財務情報の開示義務を中小企業にも拡大することを計画している¹⁴⁾。大企業は2023年から適用予定で、中小企業は2026年から適用される予定である¹⁵⁾。また、EU独自のサステナビリティ開示基準を策定する。これまでは具体的な開示項目や開示方法は規定しておらず、法的拘束力のない非財務情報の開示に係るガイドライン（Guidelines on non-financial information）や気候関連情報の開示に係るガイドライン（Guidelines on reporting climate-related information）を提示していたが、CSRD案ではサステナビリティ開示基準を設け比較可能性を保つために開示項目を詳細に規定する。開示項目にはバリューチェーンにおける負のインパクトとそれを防止するための対応とその結果も含まれている。

IFRS財団は持続可能な社会の実現を目指し、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board：ISSB）を設置する¹⁶⁾。2021年4月30日にISSBを設立するための定款変更の公開草案を公表し、2021年7月29日までコメントを募集していた。2021年10月31日から11月12日に開催された第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）において世界規模での気候変動対策が議論される中、2021年11月3日にISSBの設立が正式に発表された。ISSBはステークホルダーが企業のサステナビリティのパフォーマンスを理解し、他の企業と比較できることと企業のパフォーマンスが企業の価値創造にどのように関連するかを判断するために役立つ基準の設定を目指す。

2020年9月にGlobal Reporting Initiative（GRI）、Carbon Disclosure Project（CDP）、気候変動開示基準審議会（Climate Disclosure Standards Board：CDSB）、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council：IIRC）、およびサステナビリティ会計基準審議会（Sustainability Accounting Standards Board：SASB）は「包括的な企業報告を目指した協調に関する表明」（Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting）を共同で発表した。これは、5つの組織¹⁷⁾が共通フレームワークの構築に向けて相互に協力することを意味する。ISSBの策定する基準はこれらのグローバルESGおよび持続可能性基準設定組織の作業に基づいて構築されるであろう（柴坂, 2021）。

SASB設立時の議長であり、IIRC創設時からのカウンスルメンバーであるRobert G Eccles教授は、2021年2月の講演において、ISSBはESG課題全体からではなく、気候問題への対応から

始めるべきだと主張した¹⁸⁾。その理由として、第一に気候変動問題による影響の質とその緊急性を、第二に気候問題や温室効果ガス排出量の問題への取組みが技術的に容易であることを述べている。

温室効果ガス排出削減の目標設定や情報開示は、「スコープ1」、「スコープ2」、「スコープ3」という3つの段階で考える¹⁹⁾。「スコープ1」は自社の生産・営業活動に伴う温室効果ガスの排出削減を意味する。「スコープ2」は生産・営業活動に必要な電力消費による間接的な温室効果ガスの排出削減を意味する。そして「スコープ3」では脱炭素の範囲を原材料の仕入れや下請けの組み立てなどにまで広げる。日本の企業は「スコープ1」と「スコープ2」をターゲットとしているが、Apple, Inc²⁰⁾や McDonald's Corporation²¹⁾が「スコープ3」を含めたネットゼロを達成すると宣言したため、サプライチェーン全体でのCSRの取組みは加速するであろう。

3. 先行研究のレビュー

(1) CSRの情報開示

ここでは、中小企業がCSRの情報開示を行う論拠を考察するため、7つの理論を取り上げる。

①ステークホルダー理論

ステークホルダー理論は、企業は株主、従業員、取引先、政府、社会など様々なステークホルダーに対して責任を負うという考え方である (Freeman, 1984)。ステークホルダー理論の観点からは、CSRの情報開示を経営戦略との関連で説明することができる。ステークホルダーを管理するために特定のタイプの情報を開示することで、特定のステークホルダーから支持や承認を得ることが可能となる (Gray and Vint, 1995)。

②正当性理論

正当性理論とは、規範、価値、信条、定義の社会的に構造化されたシステムの中で企業の行動は最適化されるという考え方である (Suchman, 1995)。企業と社会の間には「社会契約」が存在し、「社会契約」は社会が企業に期待する内容から構成される (Deegan, 2014)。正当性理論において、CSRの情報開示は企業が「社会契約」を果たすために行われると解釈できる (Deegan, Rankin and Tobin, 2002)。

③制度理論

制度理論は、同じ「組織的な場 (organisational field)」に属する組織に同質の特性や形態が存在する理由を説明する。組織の構造、規範、慣習および社会的関係は、広範な社会的、文化的環境と結びついているという考え方である。Dimaggio and Powell (1983) は、いったん「組織的な場 (organisational field)」が構築されると、社会の中に様々な強力な力が生まれ、それによって、その分野の組織は互いに似通ったものになっていくと主張している。制度理論において、CSRの情報開示はステークホルダーの関心に応える社会的プレッシャーからの要請があり、自らの開示を正当化するため他の組織の模倣を行うと説明することができる (Cormier, Magnan and Van Velthoven, 2005)。

④説明責任理論

説明責任理論とは、企業は自然的、人的、財務的、技術的な社会的資源をステークホルダーから

受託されているので、それに対して説明責任があるという理論である (Dillard, 2014)。CSR の情報開示は説明責任の解除という側面から説明することができる (Gray and Bebbington, 2001)。意思決定有用性理論 (Decision-making theory) では、意思決定に有用な情報のみを開示するが、説明責任理論のもとでは受託された資源に対する説明が要請されるので、意思決定有用性理論で考えられる範囲を超えて情報開示の責任が求められることになる。説明責任理論は、資源または権限を与えられた者である受託者が、与えた者である委託者に対して情報開示すべきという理論であるので、社会や環境の所有者が情報開示を受ける権利があることを導出できる (國部, 2018)。

⑤政治経済理論

政治経済理論は、政治経済の枠組みを通じて企業活動を説明する理論である (Deegan, Rankin and Tobin, 2002)。政治経済理論において、企業が CSR に取り組むのは、コストよりもベネフィットが大きいと予想される場合であり (Siegel and Vitaliano, 2007)、CSR の情報を自主的に開示するのは、予想されるコストとベネフィットの間のトレードオフ関係に起因する (Verrecchia, 1983; Dye, 1985)。

⑥シグナリング理論

シグナリング理論は、情報の非対称性がある場合に、情報を保有している側が情報を持たない側に対しシグナルとなる観測可能な情報を開示するという考え方である (Spence, 1978)。シグナリング理論において、CSR の情報開示は企業が将来の業績が良くなる見通しを持っているシグナルとして、その支出を開示していると考えられている (Lys, Naughton and Wang, 2015)。

⑦自主情報開示理論

自主情報開示理論は、経済的に影響力のある社会的および環境のパフォーマンスを達成した企業が、そうでない企業と差別化を図るために情報を開示するインセンティブを持っていることを前提とする (Li, Richardson and Thornton, 1997; Clarkson *et al.*, 2008; Nishitani, Unerman and Kokubu, 2021) 自主情報開示理論において、優れた持続可能性パフォーマンスを備えた企業は、非財務情報を自主的に開示して、その真のパフォーマンスの性質を明らかにし、市場価値を高める (Clarkson *et al.*, 2008)。

先行研究では、中小企業が CSR の情報開示を行う理論的根拠はステークホルダー理論により説明されている (Graafland, Van de Ven and Stoffele, 2003; Jenkins, 2004, 2006; Murillo and Josep M. Lozano, 2006; Perrini, 2006; Vives, 2006; Spence, 2007; Dias *et al.*, 2018)。ステークホルダー理論は、大企業や公開会社のみならず、あらゆるタイプの企業に適用できる (Jenkins, 2004)。中小企業にとって CSR 情報の開示はサプライチェーン全体での取組みを期待する社会情勢 (ステークホルダー) に対応するために要請されている。正当性理論は、企業経営は社会的要求を考慮に入れ、社会的価値観に従ってビジネスと CSR 活動を統合するという統合理論と首尾一貫性がある。社会からの要請、「社会契約」により本稿でもステークホルダー理論の観点から中小企業の非財務情報の開示について考察する。

(2) 日本における中小企業の情報開示に関する研究

日本の中小企業会計研究は、中小企業会計基準の在り方、税法規定と中小企業会計の関連、中小企業版 IFRS 導入の難しさなど、財務情報を中心に議論がなされてきた²²⁾。中小企業が経済に及ぼ

す影響は非常に大きい一方で、情報開示については法的な義務がほとんどなく、中小企業にとって優先度の低いことであった。

藤井（2015）は、日本の中小企業の情報開示についてその積極性を高めるために、開示目的と心理的抵抗感がどのような影響を及ぼしているのかを明らかにしている。四国地方、中国地方の経営革新計画承認企業に対してアンケートを実施し、重回帰モデルを使って分析を行っている。藤井（2015）が行った重回帰分析は、被説明変数を18種類の情報開示の積極性として、開示目的を示す2変数（資金調達目的、マネジメント支援目的）、心理的抵抗感およびその他変数（金融機関の理解度、情報収集姿勢）を説明変数としている。この分析の結果、情報開示の目的を資金調達とする場合は財務内容が重要であると同時に、金融機関の担当者への信頼感が需要であることが検証された。情報開示の目的をマネジメント支援と捉える場合は、内部プロセスである持続可能性志向と、外部プロセスである金融機関の担当者の信頼感が情報開示に強い影響を及ぼしていることが明らかになった。情報開示目的を情報収集姿勢とする場合は統計的に有意な相関関係を検出できなかった。情報開示目的を金融機関の理解度とする場合は、金融機関の姿勢や担当者の信頼感が情報開示に影響を及ぼしていることを実証している。藤井（2015）により、中小企業が情報開示に積極的に取り組むためのイニシアティブが明らかになった。

平田（2020）は、中小企業が統合報告書により情報開示することを検討している。中小企業は非財務情報の開示や財務情報との関連付けが不十分と指摘した上で、経済産業省から公表された価値協創ガイダンスとIIRCにより公表された国際報告フレームワークの開示内容から、企業概要と価値観、価値創造モデル、持続可能性と成長性、戦略、成果、ガバナンスを中小企業も開示すべきであることを主張している。

中小企業は非公開会社が多くを占めるため、日本の中小企業の情報開示をテーマとする研究は多くない。しかし、国際的に非財務情報の開示への期待が高まっていること、ESG投資市場の拡大などの理由からサプライチェーン全体でCSR活動に取り組み、それを開示する必要があるため、今後その重要性は拡大するであろう。

(3) 中小企業の非財務情報開示に関する国際的研究

国際的にも、中小企業の非財務情報に係る具体的な開示内容は議論の萌芽期にある。中小企業の非財務情報の開示が企業価値に及ぼす影響、非財務情報を開示するイニシアティブ、中小企業が非財務情報報告で従うべきルールの特標準化について次の研究がなされている。

Anggraini, Renalita and Tanjung（2020）は、インドネシア証券取引所のSRI KEHATIインデックスを構成する企業を対象に重回帰分析を行い、Sustainable supply chain Reportの開示と収益性は企業価値に影響を与えることを検証した。企業の非財務情報の開示は企業活動に関する追加的な情報を提供するとともに企業が社会や環境に配慮していることをステークホルダーに伝える手段であるという観点のエージェンシー理論²³⁾と、企業が生み出すベネフィットは株主に限らず企業に対して利害関係を持つすべての関係者の利益でありステークホルダーのニーズに応えるために開示を行うというステークホルダー理論の観点からSustainable supply chain Reportの開示と収益性が企業価値に影響を与えることを主張している。

Ortiz-Martínez and Marín-Hernández（2021）は、2016年から2019年までのヨーロッパの中小

企業向けの Global Reporting Initiative (GRI) 基準に従って開示された非財務情報を分析し、GRI に完全に準拠しているのはデンマークのみであること、公表されている非財務情報のうち過半数は金融業界の企業が作成したものであること、非財務情報を開示するイニシアティブは、持続可能性のリスクではなく、その企業の業界またはその企業が位置する国に依存することを明らかにした。

Krawczyk (2021) は、非財務報告の標準化の現状を調査している。現在は GRI に基づいて開示情報が作成されているが、彼らは中小企業向けの非財務報告基準を開発する必要があると結論付けている。

4. 研究方法

中小企業も非財務情報を開示する必要がある。ESG 投資市場が拡大しているため、株式市場から資金調達を行う公開会社にとって ESG 経営の実行は重要な意味を持つ。ESG 投資市場が拡大している理由は、持続可能な社会を形成するためである。持続可能な社会を実現するためには、当該企業のみならずサプライチェーン全体で CSR に取り組むことが期待される。

先行研究において、中小企業の非財務情報の開示に関する研究は GRI 基準に従って作成・開示された非財務情報を分析していた。本稿では、中小企業がどのような非財務情報を開示することが要請されるのかというリサーチクエスションの下、公開会社が取引先の中小企業等にどのような CSR 活動および情報開示を要請しているのかを分析する。日本には中小企業のための非財務情報開示のガイドラインが存在しないため、中小企業にとって大口の取引先である大企業が求める情報は中小企業の開示する非財務情報の内容に強い影響を及ぼすであろう。

具体的には、日経 225 を構成する企業のサプライチェーンマネジメント、CSR 調達に関する記述的特徴の特徴をコンテンツ分析する。分析の対象となる記述的情報は、ホームページに記載されるサプライチェーン CSR 調達ガイドライン、CSR 調達の取組、調達方針、最新の CSR レポート・サステナビリティレポート・統合報告書等のサプライチェーンに言及している部分とする。

中小企業庁が公表する『2021 年度 中小企業白書』によれば、304.8 万者（全体の 84.9%）は小規模企業（製造業その他：従業員 20 名以下、商業・サービス業 5 人以下）に該当する。本研究では日経 225 を構成する企業と取引関係にある企業をターゲットとすることから、分析のメインターゲットは、中規模企業等に該当する。

分析は 3 段階から構成される (Gioia, Corley and Hamilton, 2012)。最初に質的データ解析のためのソフトウェア NVivo を使用して、ホームページや非財務情報の報告書に現れる特定の概念を帰納的にコード化する。次に、これらの概念をグループ化して整理し、データ間の類似点と相違点を把握する。そして、第三段階として関連する文献やデータとグループ化したテーマに行き来することによって、これらの概念をさらに考察した。

上場企業の側で、サプライチェーンマネジメントとして開示している主な内容は、全体方針、目的および目標、行動規準、マネジメント組織の状況、研修の状況、モニタリングの概要、モニタリング結果である。企業によって開示している内容に違いはあるが、サプライチェーン全体で目指す CSR、そして開示は「社会的プレッシャー」、「社会契約」、「共存共栄」という 3 つのコンセプトで説明することができる。

図表 2 Gioia et al (2012) に準拠したデータ分析

第一段階	第二段階	第三段階
安全性／継続性 品質管理 納期管理 人権侵害 法律違反 経済的合理性 同意書	リスク管理／評価 生産能力 モラル	社会的プレッシャー（制度理論）
法令遵守 人権・労働 安全・衛生 環境 公正取引・倫理 製品の安全性・品質 情報セキュリティ 事業計画継続 社会貢献 気候変動 グリーン調達	行動規準 CSR 調達の方針 社会貢献	社会契約（正当性理論）
アンケート調査 研修の実施 ホットライン設置 改善指導 公平にサプライヤーを選定	コミュニケーション ステークホルダーとの関わり	共存共栄（ステークホルダー理論）

出所：Gioia et al (2012) の分析手法を用いて筆者作成。

「社会的プレッシャー」に分類した項目は、制度理論の観点から説明できる開示内容である。同じ「組織的な場 (organisational field)」に存在するサプライヤーに対して、企業は同質のリスク管理、生産能力、モラルを有することを期待する。

「社会契約」に分類した項目は、正当性理論の観点から説明できる開示内容である。企業と社会との間にある「社会契約」がサプライヤーにも有効であることを期待する。

「共存共栄」に分類した項目は、ステークホルダー理論から説明できる開示内容である。サプライヤー（中小企業）への説明責任を果たすため、これらの情報が開示される。

5. 分析と議論

3つのコンセプトに該当する開示内容は、図表3の通りである。リスク評価として、CSR 監査を実施する企業が10社、サプライヤーに自己点検を要請する企業が17社ある。日経225のうち、7.6%が制度理論の観点からサプライチェーンの情報開示をしている。

図表 3 日経 225 の CSR 調達に係る開示内容の要約 (2020 年度)

リスク評価	17 社	7.6%
行動規準の策定	42 社	16.5%
コミュニケーションの実施	26 社	11.6%

出所：日経 225 の企業の開示内容を元に筆者作成。

行動規準の策定について言及し、開示している企業は日経 225 のうち 42 社ある。このうち 11 社は RBA 行動規準に準拠した行動規準を設けている。RBA とは、Responsible Business Alliance の略語で、旧態は電子業界 CSR アライアンス (Electronic Industry Citizenship Coalition : EICC) である。EICC は 2004 年に電子業界のサプライチェーンにおける社会的・環境・倫理的課題に対し、業界全体で規準を作成することを目的に設立された業界団体である²⁴⁾。RBA 行動規準は、製造業のサプライチェーンにおいて、労働環境が安全であること、労働者が敬意と尊厳を持って扱われること、さらに環境への責任とともに、業務を倫理的に行うための基準を規定し、最後に本規準の遵守を管理するための適切なシステムを記している。具体的には、RBA 行動規準は次の 5 つのセクションにより構成されている²⁵⁾。

- A. 労働
- B. 安全衛生
- C. 環境
- D. 倫理
- E. マネジメントシステム

RBA 行動規準において、サプライチェーンに開示を求める項目は 2 つある。一つは、C. 環境 (1) 環境許可と報告における「必要とされるすべての環境許可証 (例：排出の監視)、認可書、および登録書を取得・維持し、最新の状態に保ち、その運用および報告に関する要件を遵守しなくてはなりません。」²⁶⁾という項目である。もう一つは、D. 倫理 (3) 情報開示における「すべての商取引は、透明性をもって実施され、参加企業の会計帳簿や記録に正確に反映される必要があります。参加企業の労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規則と一般的な業界慣行に従って、開示されなければなりません。サプライチェーンにおける記録の改ざん、または状況または慣行の虚偽表示は容認されません。」²⁷⁾という項目である。

東洋経済デジタルコンテンツライブラリーより、『会社四季報 未上場会社版』を検索して RBA 行動規準に準拠した行動規準を策定している企業の取引先を調査したところ、該当する企業の一部は環境方針や取組をホームページ上で公開していた。一方で、行動規準を策定しているものの RBA 行動規準は参照せず企業独自の行動規準を設けている企業の取引先は、環境方針や取組は情報開示していないが、ISO14001 などの環境許可をホームページ上で報告しているケースが確認できた。

行動規準の策定は、正当性理論の観点から説明することができる。社会が企業に期待する「社会契約」をサプライチェーン全体で果たすため、サプライヤーに対し行動規準を制定している。日経 225 のうち 16.5%の企業が正当性理論の観点からサプライチェーンの情報開示をしている。

コミュニケーションの実施については、現状把握のためのアンケート調査について記載している企業が26社、説明会を実施している企業が15社、ホットラインを解説している企業が4社、改善指導の実施が10社、改善指導のためにサプライヤーを訪問する企業が7社ある。ステークホルダー理論の観点から広く取り組みがなされている。

急激な気候変動、地球規模での人口増加等の社会問題に伴い、昨今は当該企業だけがCSR活動に取り組むのではなく、CSR調達を通して取引先企業とともに持続可能な社会を築くことが期待されている。CSR調達とは、「調達先であるサプライヤーに対し、何らかのCSRにかかわる調達基準を提示し、それに対する遵守を要請して行く行為」（藤井・海野，2006）である。サプライチェーンにおけるCSRは、CSR調達を通じて培ったビジネス上の道筋である。企業はサプライヤーに対して行動規範を提示し、遵守状況をモニタリングする中で、サプライヤーのCSRの取組を促進し、サプライチェーンの中のリスクを低減する。サプライチェーンマネジメントを継続することで、社会的信頼を得てサプライチェーン全体の価値を向上する（藤井・海野，2006）。日経225のうち、96%にあたる217社がCSR調達について言及している。

大企業のサイドで、サプライチェーンのCSRとしてアピールされている内容を、中小企業側でも積極的に取り組み、開示していくことはサプライチェーン全体、そして社会全体の価値創造につながる。現在、非財務情報の開示を行っている中小企業は少数であるが、国際的な潮流から今後は避けて通れないものとなるであろう。EUにおけるCSRD案において大企業が義務付けられている非財務情報の開示義務を中小企業にも義務付けることは議論されている。これに伴い、中小企業が開示すべき非財務情報の内容も議論が活発になるだろう。

6. 結 び

ESG投資市場の拡大、ESG経営の重要性の増加に伴い、非財務情報への期待が高まっている。財務情報は既に起きた過去の内容しか表すことができないが、非財務情報は将来のことを記述することができる。

2021年にはEUにおいてCSRD案が公表され、大企業が義務付けられている非財務情報の開示義務が、中小企業にも拡大することが検討している。また、EU独自のサステナビリティ開示基準を策定する。IFRS財団は持続可能な社会の実現を目指し、ISSBを設置する。これまで、中小企業は、非財務情報はおろか、財務情報もほとんど開示することがなかった。しかし、今後は状況が急激に変わるだろう。

本稿では、中小企業がどのような非財務情報を開示することが要請されるのかという問題意識の下、CSR調達を行っている日経225を構成する企業がサプライヤーに要請する内容を分析した。開示された内容は「社会的プレッシャー」、「社会契約」、「共存共栄」という3つのコンセプトで説明できる。換言すると、サプライチェーン全体でのCSR活動とその開示の理論的論拠は制度理論、正当性理論、ステークホルダー理論に求めることができる。

本研究の貢献は、サプライチェーンの枠組みの中で、取引先企業に要請される非財務情報について検討をしたことである。先行研究では、ヨーロッパにおけるGRI基準を適用した中小企業の非財務情報の開示内容が取り上げられていたが、コストや時間の面から日本の中小企業がGRI基準

を適用した非財務情報を開示することは難しい。

本研究の限界は、中小企業が開示した内容を考察したのではなく、取引先企業が要請する開示内容から検討を行った点である。非財務情報を開示している中小企業はほとんどないため、中小企業から発信された情報を分析することができなかった。今後の課題として、中小企業の会計担当者へのインタビューを通して、中小企業の非財務情報開示について考察したい。

謝 辞

この研究は、2019年度経営経理研究所個人研究助成により研究が遂行されたものである。

《注》

- 1) 経済産業省 ESG 投資 (METI/経済産業省). Available at: https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/esg_investment.html (Accessed: 27 October 2021).
- 2) Sustainable Stock Exchange Initiative SSE Stock Exchange Database. Available at: <https://sseinitiative.org/exchanges-filter-search/> (Accessed: 27 October 2021).
- 3) 日本取引所グループ (2017) *Sustainable Stock Exchanges Initiative* への参加について | 日本取引所グループ. Available at: <https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0070/20171206-01.html> (Accessed: 27 October 2021).
- 4) CSR 調達とは、「調達先であるサプライヤーに対し、何らかの CSR にかかわる調達基準を提示し、それに対する遵守を要請して行く行為」(藤井・海野)である。
- 5) 公開会社は会社法 328 条 1 項において、非公開会社は会社法 328 条 2 項において、委員会設置会社は会社法 327 条 5 項において、会計監査人の設置義務が規定されている。
- 6) 損益計算書の公告義務は会社法 440 条に、連結計算書類の作成義務は 444 条 3 項に規定されている。
- 7) 中小企業庁『2021 年版中小企業白書』, 12 ページ。 https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2021/PDF/chusho/00Hakusyo_zentai.pdf 2021 年 10 月 27 日アクセス。
- 8) 金融庁 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針. Available at: <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/chusho/02d.html> (Accessed: 31 October 2021).
- 9) EU (2003) *Directive 2003/51/EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2003 amending Directives 78/660/EEC, 83/349/EEC, 86/635/EEC and 91/674/EEC on the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other financial institutions and insurance undertakings (Text with EEA relevance) Official Journal L 178, 17/07/2003 P. 0016-0022, EUR-Lex - 32003L0051 - EN - EUR-Lex*. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32003L0051> (Accessed: 27 October 2021).
- 10) EU (2006) *EUR-Lex - 32006L0046 - EN - EUR-Lex*. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32006L0046> (Accessed: 31 October 2021).
- 11) Comply or Explain アプローチとは、開示するか、開示しない場合には正当な理由の説明を求めるアプローチである。
- 12) EU (2014) *Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups Text with EEA relevance, EUR-Lex - 32014L0095 - EN - EUR-Lex*. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0095> (Accessed: 27 October 2021).
- 13) European Parliament (2021) *Procedure File: 2021/0104 (COD) | Legislative Observatory | European Parliament*. Available at: [https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2021/0104 \(COD\) &l=en](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2021/0104 (COD) &l=en) (Accessed: 1 November 2021).
- 14) European Union (2021) *EUR-Lex - 52021PC0189 - EN - EUR-Lex*. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021PC0189> (Accessed: 31 October 2021).
- 15) EUR-Lex <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021PC0189> (Accessed: 18

- February 2022).
- 16) IFRS *IFRS - Sustainability-related Reporting*. Available at: <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/sustainability-reporting/> (Accessed: 1 November 2021).
 - 17) 2021年6月にロンドンを拠点とするIIRCとサンフランシスコを拠点とするSASBは統合し、Value Reporting Foundation (VRF) となったため、現在は4つの組織が存在する。
 - 18) 2020年度KPMGフォーラム。 Available at: <https://home.kpmg/jp/ja/home/campaigns/2020/12/kpmgf-2020.html> (Accessed: 1 November 2021).
 - 19) 環境省 グリーン・バリューチェーンプラットフォーム。 Available at: https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/supply_chain.html (Accessed: 1 November 2021).
 - 20) Apple (2020) *Apple, 2030年までにサプライチェーンの100%カーボンニュートラル達成を約束*. Available at: <https://www.apple.com/jp/newsroom/2020/07/apple-commits-to-be-100-percent-carbon-neutral-for-its-supply-chain-and-products-by-2030/> (Accessed: 1 November 2021).
 - 21) McDonald's (2021) *McDonald's Accelerating Climate Action to Reach Net Zero Emissions by 2050*. Available at: <https://corporate.mcdonalds.com/corpmcd/en-us/our-stories/article/Climate%20Action.net-zero-by-2050.html> (Accessed: 1 November 2021).
 - 22) 代表的な研究に河崎 (2015), 河崎 (2016), 柳 (2020) などがある。
 - 23) エージェンシー理論は、プリンシパル (依頼人: 株主) とエージェント (代理人: 経営者) の間で生ずる利害の不一致を解消する方法を考察する理論として扱われている。
 - 24) About the RBA <https://www.responsiblebusiness.org/about/rba/> (Accessed: 24 January 2022)
 - 25) RESPONSIBLE BUSINESS ALLIANCE CODE OF CONDUCT *RBA Code of Conduct 6.0_Japanese.pdf* ([responsiblebusiness.org](https://www.responsiblebusiness.org)) (Accessed: 24 January 2022)
 - 26) 同上。
 - 27) 同上。

参考文献

- Anggraini, Dewi, Putri Renalita, and Sutra Tanjung (2020). "Company Value: Disclosure Implications of Sustainable Supply Chain, Profitability and Industrial Profile." *International Journal of Supply Chain Management* 9 (2): 648-655.
- Clarkson, Peter M., Yue Li, Gordon D. Richardson, and Florin P. Vasvari (2008). "Revisiting the Relation between Environmental Performance and Environmental Disclosure: An Empirical Analysis." *Accounting, Organizations and Society* 33(4-5): 303-327.
- Cormier, Denis, Michel Magnan, and Barbara Van Velthoven (2005). "Environmental Disclosure Quality in Large German Companies: Economic Incentives, Public Pressures or Institutional Conditions?" *European Accounting Review* 14(1): 3-39.
- Deegan, Craig (2014). *An Overview of Legitimacy Theory as Applied within the Social and Environmental Accounting Literature. Sustainability Accounting and Accountability*. Routledge.
- Deegan, Craig, Michaela Rankin, and John Tobin. 2002. "An Examination of the Corporate Social and Environmental Disclosures of BHP from 1983-1997: A Test of Legitimacy Theory." *Accounting, Auditing & Accountability Journal* 15(3): 312-43.
- Dias, António, Lúcia Lima Rodrigues, Russell Craig, and Maria Elisabete Neves (2018). "Corporate Social Responsibility Disclosure in Small and Medium-Sized Entities and Large Companies." *Social Responsibility Journal* 15(2): 137-54.
- Dillard, Jesse (2014). *Legitimizing the Social Accounting Project: An Ethic of Accountability. Sustainability Accounting and Accountability*. Routledge.
- Dimaggio, Paul J, and Walter W Powell (1983). "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields." *Source: American Sociological Review* 48(2): 147-60.
- Dye, Ronald A. (1985). "Disclosure of Nonproprietary Information." *Journal of Accounting Research* 23(1): 123-145.
- Freeman, R. Edward (1984). *Strategic Management: A Stakeholder Approach. Strategic Management: A Stakeholder Approach*. Cambridge University Press.

- Gioia, Dennis A., Kevin G. Corley, and Aimee L. Hamilton (2013). "Seeking qualitative rigor in inductive research: Notes on the Gioia methodology." *Organizational research methods* 16(1): 15-31.
- Global Sustainable Investment Alliance (2021). "GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020." www.robeco.com.
- Graafland, Johan, Bert Van de Ven, and Nelleke Stoffele (2003). "Strategies and Instruments for Organising CSR by Small and Large Businesses in the Netherlands." *Journal of Business Ethics* 47(1): 45-60.
- Gray, Rob, and Jan Bebbington (2001). *Accounting for the Environment: Second Edition*. Second edition. London: Sage.
- Gray, Sidney J., and Hazel M. Vint (1995). "The Impact of Culture on Accounting Disclosures: Some International Evidence." *Asia-Pacific Journal of Accounting* 2(1): 33-43.
- Jenkins, Heledd (2006). "Small Business Champions for Corporate Social Responsibility." *Journal of Business Ethics* 67(3): 241-56.
- Jenkins, Heledd (2004). "A Critique of Conventional CSR Theory: An SME Perspective." *Journal of General Management* 29(4): 37-57.
- Krawczyk, Patrycja (2021). "Non-Financial Reporting — Standardization Options for SME Sector." *Journal of Risk and Financial Management* 14(9): 417-435.
- Li, Yue, Gordon D. Richardson, and Daniel B. Thornton (1997). "Corporate Disclosure of Environmental Liability Information: Theory and Evidence." *Contemporary Accounting Research* 14(3): 435-474.
- Lys, Thomas, James P. Naughton, and Clare Wang (2015). "Signaling through Corporate Accountability Reporting." *Journal of Accounting and Economics* 60(1): 56-72.
- Murillo, David, and Josep M. Lozano (2006). "SMEs and CSR: An Approach to CSR in Their Own Words." *Journal of Business Ethics* 67(3): 227-40.
- Nishitani, Kimitaka, Jeffrey Unerman, and Katsuhiko Kokubu (2021). "Motivations for Voluntary Corporate Adoption of Integrated Reporting: A Novel Context for Comparing Voluntary Disclosure and Legitimacy Theory." *Journal of Cleaner Production* 322 (November): 129027. <https://doi.org/10.1016/J.JCLEPRO.2021.129027>.
- Ortiz-Martínez, Esther, and Salvador Marín-Hernández (2021). "European SMEs and Non-Financial Information on Sustainability." *International Journal of Sustainable Development and World Ecology*. <https://doi.org/10.1080/13504509.2021.1929548>.
- Perrini, Francesco (2006). "SMEs and CSR Theory: Evidence and Implications from an Italian Perspective." *Journal of Business Ethics* 67: 305-316.
- Siegel, Donald S., and Donald F. Vitaliano (2007). "An Empirical Analysis of the Strategic Use of Corporate Social Responsibility." *Journal of Economics & Management Strategy* 16(3): 773-792.
- Spence, Laura J. (2007). "CSR and Small Business in a European Policy Context: The Five 'c's of CSR and Small Business Research Agenda 2007." *Business and Society Review* 112(4): 533-552.
- Spence, Michael (1978). "Job Market Signaling." In *Uncertainty in Economics*, edited by P. Diamond and M. Rothschild, 1st Edition, 283-306. Cambridge, MA: Elsevier.
- Suchman, Mark C. (1995). "Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches." *Academy of Management Review* 20(3): 571-610.
- Verrecchia, Robert E. (1983). "Discretionary Disclosure." *Journal of Accounting and Economics* 5(C): 179-194.
- Vives, Antonio (2006). "Social and Environmental Responsibility in Small and Medium Enterprises in Latin America." *The Journal of Corporate Citizenship* 21: 38-50.
- 生田孝史・藤井秀道 (2020) 「企業の非財務情報開示と ESG 経営に関する研究展望」, 『環境経済・政策研究』, 13(2), pp. 44-56.
- 石井繁雄 (2017) 「労働組合の経営(財務)分析(特集 労働組合の経営分析)」, 『労働調査』, (564), pp. 23-27.
- 河崎照行 (2015) 『中小企業の会計制度: 日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』, 中央経済社.
- 河崎照行 (2016) 『最新中小企業会計論』, 中央経済社.
- 環境省 (2020) 『すべての企業が持続的に発展するために — 持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド —

- [第2版]。 Available at: <https://www.env.go.jp/policy/SDGsguide-honpen.rev.pdf> (Accessed: 31 October 2021).
- 金融庁 (2015) 『円滑な資金供給の促進に向けて』。 Available at: <https://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20150730-1/01.pdf> (Accessed: 31 October 2021).
- 國部克彦 (2018) 『アカウントビリティからレスポンスビリティへ』, サステナビリティ情報審査協会。 Available at: http://j-sus.org/column_16.html (Accessed: 14 November 2021).
- 櫻井洋介 (2019) 「中小企業とサステナビリティ」, 『三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング』。 Available at: https://www.murc.jp/report/rc/report/consulting_report/cr_190624/ (Accessed: 31 October 2021).
- 柴坂佳子 (2021) 『The Future of ESG Is ... Accounting? — 企業報告の現在と IFRS 財団のサステナビリティ基準がもたらす将来 — KPMG ジャパン』。 Available at: <https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2021/05/corporate-governance-210506.html> (Accessed: 1 November 2021).
- 税理士法人山田&パートナーズ (2019) 『アンケート報告書「我が国を支える中堅・中小企業の経営実態調査」』。 Available at: https://www.yamada-partners.gr.jp/tax_account/report/r010614/ (Accessed: 1 November 2021).
- 中小企業庁 (2016) 『中小企業白書 2016 年版 第 2 部 第 5 章 3. 事業性評価の必要性』。 Available at: https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyoo/H28/h28/html/b2_5_2_3.html (Accessed: 30 October 2021).
- 中村 中 (2003) 『中小企業経営者のための格付けアップ作戦』, TKC 出版。
- みずほ総合研究所 (2016) 『中小企業における資金調達の実態～金融機関の取組状況と中小企業における評価～』。 Available at: https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mhri/sl_info/working_papers/pdf/report20160715.pdf (Accessed: 31 October 2021).
- 平田沙織 (2020) 「中小企業における非財務情報の活用に向けた統合報告書の有用性 — 統合報告フレームワークの検討を中心に —」, 『Project Paper』, (51), pp. 15-30.
- 藤井一郎 (2015) 『中小企業の情報開示』, 悠光堂。
- 藤井敏彦・海野みづえ (2006) 『グローバル CSR 調達：サプライチェーンマネジメントと企業の社会的責任』, 日科技連出版社。
- 柳 綾子 (2020) 「法人事業問題と中小企業会計の関係と問題：公正処理基準を中心調査」, 『桜美林大学研究紀要 社会科学研究』, 第 1 号, pp. 192-206.
- 横田理宇・田中敬幸 (2019) 「中小企業の地域社会に対する CSR 活動が業績に貢献する過程：— ソーシャル・キャピタルの視点に基づく事例研究 —」, 『組織科学』, 53(1), pp. 53-64.

(原稿受付 2021 年 11 月 15 日)

